

令和 8 年度

学芸員資格認定受験案内

文 化 庁

目 次

(ページ)

I 学芸員資格認定について

1 学芸員とは	1
2 学芸員となる資格	1
3 学芸員資格認定の実施日程等	2

II 試験認定について

1 試験認定の受験資格	3
2 試験認定の試験科目	5
3 出願期間・出願方法	5
4 出願書類	6
5 その他	14

III 学芸員資格認定関係法令

15

IV 出願様式及び各種申請書等

・試験認定出願書類チェック票	27
・試験認定受験願書（別記第1号様式の1）	28
・履歴書（別記第2号様式）	29
・試験認定合格申請書（別記第3号様式）	30
・施設概要（様式4）	31
・受験資格認定申請書（様式5）	32
・住民票コード確認票（様式6）	33
・写真票（様式8）	34
・様式例（職務内容証明書）	35
・様式例（教育職員免許状授与証明書・第5条第4号関係）	36
・様式例（勤務証明書・第5条第4号関係）	37
・様式例（学芸員単位修得証明書）	38
・学芸員資格認定合格証書（書き換え・再交付）申請書	39
・学芸員資格認定合格証明書交付申請書	40
・学芸員資格認定（試験認定）科目合格証明書交付申請書	41
・封筒記入例	42

※ 出願様式及び各種申請書等の電子データは文化庁のウェブサイト
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/about/s
hikaku/1409606.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/about/s
hikaku/1409606.html)
からダウンロード可能です。

<学芸員資格認定に関する提出先・問合せ先>

学芸員資格認定運営事務局（株式会社日本旅行 公務法人営業部内）

〒160-0017

東京都新宿区左門町16-1 四谷TNビル4階

TEL：03-5369-4539（平日10:00～17:00（土日祝休み））

FAX：03-3225-1007

E-mail：gakugeiin_shikakunintei@nta.co.jp

I 学芸員資格認定について

1 学芸員とは

学芸員とは、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる、博物館に置かれる専門的職員をいいます。（博物館法第4条第3項及び同条第4項を参照）

2 学芸員となる資格

博物館法第5条第1項各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有します。

○博物館法第5条第1項

一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

学士の学位を持ち、大学において「博物館に関する科目」（博物館法施行規則第1条を参照）の単位を修得している者は、学芸員となる資格を既に有していますので、学芸員資格認定（試験認定又は審査認定）を受験する必要はありません。

二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

大学に2年以上在学し、大学において「博物館に関する科目」（博物館法施行規則第1条を参照）の単位を含めて62単位以上を修得し、学芸員補の職に3年以上あつた者は、学芸員となる資格を既に有していますので、学芸員資格認定（試験認定又は審査認定）を受験する必要はありません。

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

「前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者」と認められる者は、博物館法施行規則第3条において、学芸員資格認定（試験認定又は審査認定）の合格者と定められています。

本受験案内では、上記太枠の博物館法第5条第1項第3号に規定された学芸員資格を取得するための「令和8年度学芸員資格認定」（試験認定）の出願手続について説明します。

3 学芸員資格認定の実施日程等

「令和8年度学芸員資格認定」の実施日程は下表のとおりです。

なお、事情により、日程を変更する可能性があります。最新の情報は文化庁のウェブサイトでご確認ください。

内 容	日 程	担 当 窓 口 等
出願期間	7月16日（木）～ 9月2日（水） （当日消印有効）	提出先： 学芸員資格認定運営事務局
受験資格認定の申請期限 ※1	9月2日（水） （当日消印有効）	学芸員資格認定運営事務局
「試験認定」試験実施日 ※2	12月17日（木） 12月18日（金）	会場：TKP新橋 カンファレンスセンター （東京都千代田区内幸町1-3-1）
受験結果の送付	令和9年2月下旬	学芸員資格認定運営事務局

※1 受験資格認定の申請は、博物館法施行規則第5条第5号又は同施行規則第9条第4号での受験を希望する場合に行う必要があります。（試験認定の受験資格を参照。）

※2 「試験認定」の試験日程については、11月中旬頃までに郵送にて連絡します。

なお、試験認定の出願者のうち、全部の試験科目について免除を受ける者（以下「全科目免除者」という。）は、当日の筆記試験を受験する必要はありません。ただし、出願手続は必要です。

Ⅱ 試験認定について

●試験認定とは

学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有していることを認定するため、筆記試験（試験科目 8 科目）を行い、この試験に合格した者には、筆記試験合格証書が授与されます。筆記試験合格者が合格後 1 年間、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（以下、「博物館資料関係実務」という。）を経験し、文部科学大臣に認定されることにより、合格証書が授与され、学芸員となる資格を有することになります。

1 試験認定の受験資格

試験認定の出願に当たって、「博物館法施行規則」第 5 条各号のどの受験資格に該当するかを確認してください。

○博物館法施行規則

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 大学院に入学することができる者
- 二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（以下「博物館資料関係実務」）を行つた経験を有するもの
- 三 大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの
- 四 教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

以下、例えば、試験認定の受験資格が博物館法施行規則第 5 条第 1 号に該当する場合、「第 5 条第 1 号受験者」と表記します。

なお、複数の受験資格を有する場合は、第 5 条各号の 1 つだけを任意で選択してください。どの受験資格であっても、試験問題及び合格後の取扱いは同一です。

(注1)

試験科目の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。)は、「筆記試験合格者」と位置付けられ、合格後1年間博物館資料関係実務に従事した後に、文部科学大臣に認定されることにより「試験認定合格者」となります。(博物館法施行規則第12条を参照)

(注2)

第5条第1号に規定する、大学院に入学することができる者には、次の者が含まれます。

- ① 外国の大学を卒業した者
- ② 専修学校の専門課程修了者(修業年限が4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者)
- ③ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者
- ④ 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものの。

等

(注3)

第5条第2号に規定する、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者には、次の者が含まれます。

- ① 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができる者
- ② 高等専門学校を卒業した者
- ③ 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- ④ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑤ その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

等

(注4)

第5条第1号～第4号受験者に該当しない者は、「受験資格認定申請書」(様式5)により、第5条第5号受験者として文部科学大臣の認定が必要となります。

「受験資格認定申請」は、9月2日(水)(当日消印有効)までに出席と併せて申請が必要です。

2 試験認定の試験科目

試験認定は、以下の試験科目（8科目）について筆記試験の方法により行います。（博物館法施行規則第6条を参照）

試 験 科 目
生涯学習概論
博物館概論
博物館経営論
博物館資料論
博物館資料保存論
博物館展示論
博物館教育論
博物館情報・メディア論

（注1）

試験認定は、複数年度に渡り、それぞれ1つ以上の試験科目について受験することが可能です。

（注2）

大学又は文部科学大臣が定める学修において、上記の試験科目に相当する科目の単位を修得した者又は上記の試験科目に相当する学修（「博物館法施行規則第7条第1項に規定する学修を定める件」（平成21年文部科学省告示第128号）を参照。）を修了した者は、その願出により、当該科目についての試験が免除されます。

（注3）

試験科目8科目に相当する科目の単位を大学において既に修得している場合又は文部科学大臣が定める学修を既に修了している場合には、当日の筆記試験を受験することなく全科目免除者として筆記試験合格者となります。ただし、出願手続は必要です。

3 出願期間・出願方法

（1）出願期間

令和8年7月16日(木)～令和8年9月2日(水)(当日消印有効)

＊ 出願期間を過ぎた書類は、受理しません。

（2）出願方法

封筒の表に「学芸員資格認定（試験認定）出願書類在中」と朱書きし、「書留」又は「簡易書留」等の配達が証明できる方法で郵送してください。（封筒記入例を参照）

4 出願書類

	施行規則各号 提出書類	第5条 第1号	第5条 第2号	第5条 第3号	第5条 第4号	第5条 第5号
(1)	試験認定出願書類チェック票	○	○	○	○	○
(2)	試験認定受験願書	○	○	○	○	○
(3)	受験資格を証明する書類	○	○	○	○	○ ※1
(4)	履歴書	○	○	○	○	○
(5)	戸籍抄本又は住民票の写し等の 本人確認書類 ※2	○	○	○	○	○
(6)	写真票	○	○	○	○	○
(7)	職務内容証明書	×	○	○	×	△ ※3
(8)	試験科目免除のための証明書 ※4	○	○	○	○	○
(9)	返信用封筒（2通） （すべての封筒に送付先を記入。 180円切手貼付のこと。）	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○ ※5	○

- ※1 第5条第5号での受験を希望する場合は、「受験資格認定申請書」（様式5）を提出してください。
- ※2 「住民票コード確認票」（様式6）を提出する場合は、戸籍抄本又は住民票の写し等の本人確認書類の提出は不要です。
- ※3 博物館等の勤務経験が無い場合は、提出不要です。
- ※4 免除を希望する試験科目が無い場合は、提出不要です。
- ※5 全科目免除者は、180円切手を貼付した返信用封筒1通のみ同封してください。

（1）試験認定出願書類チェック票【第5条全受験者】

出願に必要な書類を郵送前に必ず確認し、同封してください。

（2）試験認定受験願書（別記第1号様式の1）【第5条全受験者】

- ① 日付、氏名（楷書体）、氏名のふりがな、生年月日（和暦での記入をお願いします。）、住所（郵便番号を含む。）を記入してください。なお、氏名の表記は、旧姓単記あるいは旧姓併記（現行の氏名に加えて旧姓を記載すること）も可とします。戸籍抄本又は住民票の写し等の本人確認書類によって確認できる表記としてください。
- ② 受験資格に該当する号を1つだけ○で囲んでください。
（記入例）博物館法施行規則第5条、第1号 第2号 第3号 第4号 第5号に該当

- ③ 収入印紙については、1科目の受験につき1, 300円分の貼付が必要です。
 例えば、2科目受験の場合は、2, 600円分の貼付が必要です。収入印紙は、郵便局等で購入可能です。

なお、全科目免除者として試験科目の全部の免除を受ける場合については、収入印紙800円分の貼付が必要です。

（３）受験資格を証明する書類【第5条全受験者】

当該年度以前の受験票（原本）の提出があればその記載どおりの受験資格の証明書として取り扱いますので、以下に掲げる証明書の提出は必要ありません。なお、受験資格を変更する場合、初めて受験する場合又は当該年度以前の受験票を紛失した場合等は以下の説明に従い必要な証明書を提出してください。

提出された証明書は、返却できません。

- ① 第5条第1号受験者は、大学院に入学することができる者の証明が必要です。「学位授与証明書」（大学により「学位授与証明書」の発行ができない場合は卒業証明書でも可。）を添付してください。（卒業証書は不可、証明書（コピー不可）

なお、次の証明書でも可能です。

ア) 外国の大学を卒業した者

- ・外国の大学で取得した学位を証明する「学位授与証明書」等（卒業証書は不可。証明書のコピーは不可）。必ず日本語訳を添付してください。

イ) 専修学校の専門課程修了者（修業年限4年以上かつ文部科学大臣が定める基準を満たす者。）

- ・専修学校の専門課程を修了したことの証明書

ウ) 学校教育法第102条第2項の規定又は個別の入学資格審査による大学院入学者

- ・大学院入学における学力証明書

- ② 第5条第2号受験者は、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した」ことの証明書（在学年数がわかる証明書及び62単位以上の単位修得証明書。）又は「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者と同等以上の学力がある」ことの証明書を提出し、併せて「2年以上博物館資料関係実務を行った」ことの証明書（「職務内容証明書」の様式例を参照。）を提出してください。

- ③ 第5条第3号受験者は、大学に入学することのできる者の証明が必要です。「高校卒業証明書」や「高等学校卒業程度認定試験合格証明書」等の証明書（コピー不可。）を提出し、併せて「4年以上博物館資料関係実務を行った」ことの証明書（「職務内容証明書」の様式例を参照。）を提出してください。

- ④ 第5条第4号受験者は、「教育職員の普通免許状」を有することの証明書（「教育職員免許状授与証明書」（様式例を参照。都道府県教育委員会で証明。教育

職員の免許状は不可。)) 及び「2年以上教育職員の職にあった」ことの証明書（「勤務証明書」の様式例を参照。）を提出してください。

- ⑤ 第5条第1号～第4号受験者に該当しない場合は、「受験資格認定申請書」（様式5）により、第5条第5号受験者として文部科学大臣の認定が必要となります。

なお、受験資格認定申請に必要な書類は次のとおりです。

- ア) 受験資格認定申請書（様式5）
- イ) 履歴書（別記第2号様式）
- ウ) 受験資格があることを証明するために必要な書類（コピーは不可。）

第5条第5号の「受験資格認定申請」は、9月2日（水）（当日消印有効）までに出願と併せて行ってください。

（4）履歴書（別記第2号様式）【第5条全受験者】

- ① 「修業期間」欄には、入学から卒業(修了)(中退)までの年月を記入してください。

（記入例）令和4年4月～令和8年3月

- ② 「所属官庁（会社）名」欄及び「職名」欄は、正確に記入してください。

（記入例）〇〇立〇〇高等学校 教諭（単に「公立学校教員」等と記入するのは不可。）

〇〇県立〇〇博物館 学芸員補（職名は発令されたとおりに記入すること。）

- ③ 「職歴」欄の「年月日」欄については、就職から離職までの年月日を記入してください。

（記入例）令和4年4月1日～令和8年3月31日

- ④ 出願書類の内容確認の連絡等をする場合がありますので、「住所」欄に、日中に連絡を取ることが可能な電話番号（勤務先、携帯電話等。）やメールアドレスを記入してください。連絡が取れない場合は、出願を受理できないことがあります。

（5）戸籍抄本又は住民票の写し（出願前6月以内に交付を受けたもの）等の本人確認書類【第5条全受験者】

戸籍抄本又は住民票の写しは市役所等が専用紙にて発行したもののことで、その書類を更にコピー機等で複製したものは無効です。

「住民票コード確認票」（様式6）を提出する場合は、戸籍抄本又は住民票の写しの提出は不要です。

なお、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第11条2項の規定に基づき、その他の本人確認書類による出願も可とします。

ただし、改姓名をされた方で、各種証明書と現在の姓名が異なる場合は、戸籍抄

本等の改姓名履歴の分かる書類を提出してください。

（６）写真票（様式８）【第５条全受験者】

出願前６月以内に撮影した無帽かつ正面上半身の写真（デジタルカメラ撮影の写真でも可。大きさは縦４cm×横３cm以上。）を「写真票（様式８）」の点線枠内に貼付け、必要事項を記入の上、提出してください。

（７）職務内容証明書（様式例参照）【第５条第２号及び第３号の全受験者、第５条第５号の受験者のうち博物館等に勤務の受験者】

- ① 勤務した博物館が複数ある場合は、それぞれの博物館ごとに作成してください。
- ② 「１ 在職期間等について」には、在職期間、職名（発令されたとおり正確に。）、１週間当たりの勤務日数・勤務時間数（平均）、職務内容（具体的に詳しく。）を記入してください。（例：勤務日数「５日」、勤務時間数「３８時間４５分」）
- ③ 職務内容証明書の作成は、原則として所属長や教育委員会教育長等に依頼してください。
- ④ １日７時間４５分・年間２２０日程度の勤務形態において、博物館又はこれに相当する施設で博物館資料関係実務（学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含む。）を行った場合、１年間実務を経験したものとみなします。
 - * 常勤・非常勤の別は問いません。
 - * 勤務先は博物館類似施設でも可能です。

（８）試験認定の試験科目の免除

出願に当たっては、「試験認定受験願書」（別記第１号様式の１）の「試験の免除を受けたい試験科目名」欄の免除希望科目名を○で囲み、以下の①～③に基づき免除の根拠となる証明書（コピーは不可。）を提出してください。

- ① 大学における単位修得により、試験認定の試験科目の免除を希望する者は、大学が発行する証明書類が必要です。提出の際は、発行大学の担当課の名称及び電話番号を併せてお知らせください。

試験科目については、a)大学発行の「学芸員単位修得証明書」（博物館法施行規則第１条に規定された科目との対応関係が把握可能なもの。の様式例を参照）、b)大学発行の「司書単位修得証明書」（試験科目の「生涯学習概論」が免除可となる場合があります。）、c)大学が発行する「社会教育主事単位修得証明書」（試験科目の「生涯学習概論」が免除可となる場合があります。）等を提出してください。

なお、平成２４年３月３１日までに「学芸員資格取得に関する単位及び試験

科目」新旧科目比較表に掲げる旧科目の単位を修得している場合、当該科目に相当する現科目の単位を修得したとみなされ、現科目に相当する試験科目が免除となります。

- ② 文部科学大臣が定める学修における単位修得により試験認定の試験科目の免除を希望する者は、学修実施機関が発行する「単位修得証明書」等(コピーは不可。)を添付してください。

＊ 文部科学省が定める学修とは、a)社会教育主事講習、b)司書講習、c)文部科学大臣が試験科目の履修に相当する水準を有すると認めた専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上の学修等です。

- ③ 「試験認定(筆記試験)科目合格者」は、文部科学省が発行した「受験票」、「科目合格通知」、「科目合格証明書」のうち免除を希望するすべての科目の合格を証明できるものを添付してください。(複数可。コピーは不可。)

なお、平成24年3月31日までに合格した科目の一部は、「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目比較表により読替えが可能です。

(9) 返信用封筒【第5条全受験者】

受験票等の送付用として180円切手を貼付した返信用封筒(角型2号<A4用紙が折らずに入るサイズ>に送付先を記入したもの。)を1通、受験結果等の送付用として180円切手を貼付した返信用封筒(角型2号<A4用紙が折らずに入るサイズ>に送付先を記入したもの。)を1通、併せて2通同封してください。各返信用封筒の送付先が異なる場合は、その旨を明記してください。

また、全科目の免除を願い出る者については、受験結果等の送付用として180円切手を貼付した返信用封筒(角型2号<A4用紙が折らずに入るサイズ>に送付先を記入したもの。)を1通のみ同封してください。

(10) 試験認定合格者となるための手続について

試験科目の全部について合格点を得た者(試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。)である「筆記試験合格者」が「試験認定合格者」となるためには、合格後1年間博物館資料関係実務を行った後に文部科学大臣に認定されることが必要です。1年間博物館資料関係実務を行った後、合格証書等の送付用として180円切手を貼付した返信用封筒(角型2号<A4用紙が折らずに入るサイズ>)に送付先を記入したものを1通と試験認定合格申請書(別記第3号様式)及び筆記試験合格証書の写し(原本は不可。)を同封の上、事務局に申請を行ってください。

※ 「1年間博物館資料関係実務」について

筆記試験合格前の経験は含まれません。1日7時間45分・年間220日程度の勤務形態において、博物館又はこれに相当する施設で博物館資料関係実務（学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含む。）を行った場合、1年間実務を経験したものとみなします。

- ・ 常勤・非常勤等の勤務形態の別は問いません。
- ・ 勤務先は博物館類似施設でも可能です。
- ・ 試験認定申請書は筆記試験合格から1年後より受け付けます。

（1.1）経過措置について

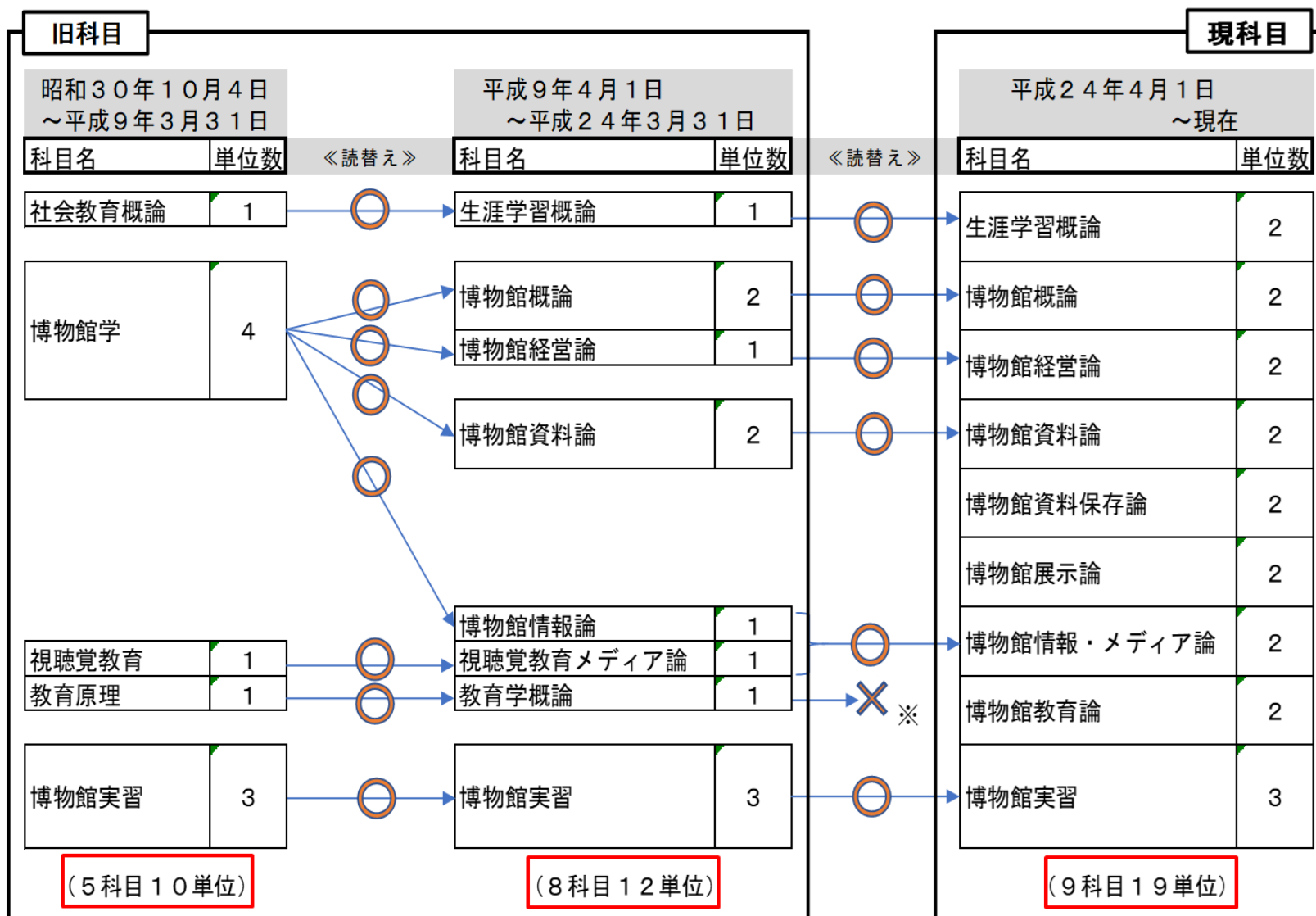
平成24年4月1日に博物館法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、次のとおり、試験認定に関する経過措置を設けています。（博物館法施行規則附則（平成21年4月30日文部科学省令第22号）第7・8・11項PPを参照。）

- ① 平成24年3月31日以前から引き続き大学に在学している者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、現試験科目の全部に合格したものとみなされます。
 - ア) 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。
 - イ) 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。
 - a 平成24年3月31日以前における旧規則第7条第1項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目
 - b 平成24年3月31日以前に受けた試験認定において、合格点を得た旧試験科目
- ② 平成24年3月31日以前から引き続き専修学校の専門課程（旧規則第7条第1項の講習等を提供していたものに限る。以下同じ。）に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、現試験科目の全部に合格したものとみなされます。
 - ア) 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについてそれらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。
 - イ) 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。
 - a 平成24年3月31日以前に、大学において、当該科目に相当する科目の単位を修得している旧試験科目
 - b 平成24年3月31日以前における旧規則第7条第1項の講習等の修了により、当該試験科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目
 - c 平成24年3月31日以前に受けた試験認定において、合格点を得た旧試験科目

験科目

- ③ 平成24年3月31日以前から引き続き専修学校の専門課程に在籍している者が、当該専修学校の専門課程を卒業して筆記試験合格者となった場合は、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から1年間博物館資料関係実務を行ったことを要しません。
- ※ 平成24年4月1日に施行された博物館法施行規則を「平成24年改正規則」、改正前の同規則を「旧規則」とし、それぞれにおいて定める試験科目を「現試験科目」、「旧試験科目」としています。

「学芸員資格取得に関する単位及び試験科目」新旧科目の比較



※「教育学概論」は、「博物館教育論」には読み替えされませんので御注意ください。

5 その他

- (1) 出願様式等の電子データは文化庁のウェブサイト
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/abou/shikaku/1409606.html からダウンロード可能です。
- (2) 11月中旬頃を過ぎても受験票が届かない場合は、学芸員資格認定運営事務局に連絡してください。（全科目免除者を除く。）
- (3) 過去5年分の学芸員資格認定（試験認定）試験問題は、文化庁のウェブサイト
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/abou/shikaku/
からダウンロード可能です。
- (4) 虚偽若しくは不正の方法（以下「不正な行為」という。）により学芸員資格認定を受け、又は学芸員資格認定を受けるに当たり不正な行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、一定期間その後の学芸員資格認定を受けることができません。
- また、「試験認定合格者」、「筆記試験合格者」又は「筆記試験科目合格者」に不正な行為の事実が明らかになったときは、その合格を無効にするとともに、既に授与した又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、一定期間その後の学芸員資格認定を受けることができません。
- （博物館法施行規則第17条を参照。）
- (5) 受験結果は令和9年2月下旬頃に郵送にて連絡します。
- なお、合格証書の再発行が必要な場合や、勤務先への提出等の理由により合格証明書が必要な場合は、必要な書類の「交付申請書」に収入印紙（700円分）を貼り、必要事項を記入の上、180円切手を貼付した返信用封筒1通を同封し、文化庁企画調整課博物館振興室に申請してください。
- (6) 身体に障害のある方は、出願の際に障害の程度及び個別対応の必要の有無等をお知らせください。

Ⅲ 学芸員資格認定関係法令

1 博物館法（昭和26年法律第285号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。

（博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光(有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下この項において「文化資源」という。))の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。)その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

(館長、学芸員その他の職員)

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの

三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

一 短期大学士の学位(学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。))及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。)を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

2 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）（抄）

第一章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科 目	単 位 数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

（博物館実習）

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

第二章 学芸員及び学芸員補の資格

（資格認定）

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、少なくとも二年に一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者を含む。第九条第三号ロにおいて同じ。）であつて、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（法第五条第二項に規定する職の実務を含む。以下「博物館資料関係実務」という。）を行つた経験を有するもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する教育職員の普通免許状を有し、二年以上教育職員の職にあつた者

五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。

3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試 験 科 目
生涯学習概論
博物館概論
博物館経営論
博物館資料論
博物館資料保存論
博物館展示論
博物館教育論
博物館情報・メディア論

(試験科目の免除)

第七条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

(審査認定の受験資格)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

イ 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士の学位又は専門職学位を有する者（学校教育法施行規則第一百五十六条各号のいずれかに該当する者を含む。）

ロ 学位規則による博士の学位を有する者（旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）

二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県教育委員会の推薦するもの

イ 学校教育法第百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ハ 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

(審査認定の方法)

第十条 審査認定は、次条の規定により願い出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(受験の手続)

第十一条 資格認定を受けようとする者は、受験願書（別記第一号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願い出なければならない。この場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

一 受験資格を証明する書類

二 履歴書（別記第二号様式により作成したもの）

三 戸籍抄本又は住民票の写し（いずれも出願前六月以内に交付を受けたもの）

四 写真（出願前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）

- 2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもつて代えることができる。
- 3 第七条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならない。
- 4 審査認定を願い出る者については、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。
 - 一 第九条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等
 - 二 第九条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類
 - 三 第九条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類(試験認定合格者)

第十二条 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間博物館資料関係実務を行つた後に文部科学大臣が認定したものを試験認定合格者とする。

- 2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書（別記第三号様式によるもの）を文部科学大臣に提出しなければならない
- (審査認定合格者)

第十三条 第十条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

(合格証書の授与等)

第十四条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書（別記第四号様式によるもの）を授与する。

- 2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書（別記第五号様式によるもの）を授与する。
 - 3 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願い出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。
- (合格証明書の交付等)

第十五条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明を願い出たときは、合格証明書（別記第六号様式によるもの）を交付する。

- 2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書（別記第七号様式によるもの）を交付する。

- 3 一以上の試験科目について合格点を得た者（筆記試験合格者を除く。次条及び第十七条において「筆記試験科目合格者」という。）がその科目合格の証明を願い出たときは、筆記試験科目合格証明書（別記第八号様式によるもの）を交付する。

(手数料)

第十六条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上 欄	下 欄
一 試験認定を願い出る者	一科目につき 千三百円
二 審査認定を願い出る者	三千八百円
三 試験認定の試験科目の全部について免除を願い出る者	八百円
四 合格証書の手換え又は再交付を願い出る者	七百元
五 合格証明書の交付を願い出る者	七百元
六 筆記試験合格証明書の交付を願い出る者	七百元
七 筆記試験科目合格証明書の交付を願い出る者	七百元

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

3 納付した手数料は、これを返還しない。

（不正の行為を行った者等に対する処分）

第十七条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになったときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

附 則 （平成二一年四月三〇日文科省令第二二号）

1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。

3 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。

4 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新 科 目	単位数	旧 科 目	単位数
生涯学習概論	二	生涯学習概論	一
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	二	博物館経営論	一
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館教育論	二	教育学概論	一
博物館情報・メディア論	二	博物館情報論 視聴覚教育メディア論	一 一
博物館実習	三	博物館実習	三
博物館概論	二	博物館学 視聴覚教育メディア論	六 一
博物館経営論	二		
博物館資料論	二		
博物館情報・メディア論	二		
博物館経営論	二	博物館学各論 視聴覚教育メディア論	四 一
博物館資料論	二		
博物館情報・メディア論	二		

5 この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧 科 目	単位数	新 科 目	単位数
生涯学習概論	一	生涯学習概論	二
博物館概論	二	博物館概論	二
博物館経営論	一	博物館経営論	二
博物館資料論	二	博物館資料論	二
博物館情報論 視聴覚教育メディア論	一 一	博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三	博物館実習	三
博物館学	六	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論	二 二 二
博物館学 視聴覚教育メディア論	六 一	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論	二 二 二

		博物館情報・メディア論	二
博物館学各論	四	博物館経営論 博物館資料論	二 二
博物館学各論 視聴覚教育メディア論	四 一	博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論	二 二 二

6 この省令の施行の日前に、旧規則第六条第二項に規定する試験科目（以下「旧試験科目」という。）の全部（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）に合格した者は、新規則第六条第三項に規定する試験科目（以下「新試験科目」という。）の全部に合格したものとみなす。

7 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。

一 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。

二 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。

イ この省令の施行の日前における旧規則第七条第一項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目

ロ この省令の施行の日前に受けた旧規則第六条第二項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目

8 この省令の施行の日前から引き続き専修学校の専門課程（旧規則第七条第一項の講習等を提供していたものに限る。以下この項及び第十一項において同じ。）に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。

一 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。

二 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。

イ この省令の施行の日前に、大学において、当該科目に相当する科目の単位を修得している旧試験科目

ロ この省令の施行の日前における旧規則第七条第一項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目

ハ この省令の施行の日前に受けた旧規則第六条第二項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目

9 この省令の施行の日前に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験

科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したものとみなす。

旧試験科目	新試験科目
生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論
博物館学 視聴覚教育メディア論	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論
文化史	文化史
美術史	美術史
考古学	考古学
民俗学	民俗学
自然科学史	自然科学史
物理	物理
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学

- 1 1 この省令の公布の日前から引き続き専修学校の専門課程に在籍している者が、当該専修学校の専門課程を卒業して新規則第十二条第一項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第十二条第一項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

3 博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件 (平成21年文部科学省告示第128号)

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成八年文部省告示第百五十号（学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件）の全部を改正する。

第一条 博物館法施行規則（以下「規則」という。）第六条に規定する試験認定の科目のうち生涯学習概論に係る規則第七条第一項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

一 図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第一条に規定する図書館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

二 図書館法施行規則第五条に規定する司書の講習のうち生涯学習概論に係る学修

三 社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第三条に規定する社会教育主事の講習のうち生涯学習概論に係る学修

四 社会教育主事講習等規程第十一条に規定する社会教育に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

第二条 前条に規定するもののほか、規則第六条に規定する試験認定の科目に係る規則第七条第一項に規定する学修は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修その他の学修で、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

4 学芸員補の職と同等以上の職の指定（平成8年文部省告示第151号）

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号の規定により、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を次のとおり指定する。

- 一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定した博物館に相当する施設において同法第二条第三項に規定する博物館資料（以下単に「博物館資料」という。）に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 二 独立行政法人国立文化財機構において文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 三 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 四 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 六 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 七 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の二に定める社会教育主事の職
- 八 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条に定める司書の職
- 九 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職

試験認定 出願書類チェック票

氏名：_____

※受験資格に合わせて出願書類を確認し、太枠内にチェック✓を記入してください。

出願書類		出願者チェック					事務局チェック	
		受験資格：第5条						
		1号	2号	3号	4号	5号	1	2
(1)	試験認定出願書類チェック票 (本紙)	以下(2)～(9)すべての項目を確認し、チェック欄に記入したか。						
(2)	試験認定受験願書 (別記第1号様式の1)	日付、氏名、ふりがな、生年月日(和暦)、住所の記載があるか。						
		受験資格、受験科目に○がついているか、免除科目の記載はあるか。						
		受験科目に応じた収入印紙を添付しているか。 →1科目受験につき：1,300円 全科目免除の場合：800円						
(3)	受験資格を証明する書類 (p7参照)	当該年度以前の受験票があれば不要。 第5号受験者は、受験資格認定申請書(様式5)が必要。						
(4)	履歴書(別記第2号様式)	所定の様式(別記2号様式)を使用しているか。						
		電話番号は平日日中に連絡を取ることが可能な電話番号か。						
		メールアドレスは英字(大文字・小文字)、数字を明確に記入したか。						
(5)	戸籍抄本 又は 住民票の写し 又は「住民票コード確認票」(様式6) 又は その他の本人確認書類	戸籍抄本又は住民票の写しの場合、出願前6月以内に交付されたものか。						
		改姓名をされた方で、各種証明書と現在の姓名が異なる場合は、戸籍抄本等の改姓名履歴の分かる書類を提出。						
(6)	写真票(様式8)	出願前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身の写真か。						
(7)	職務内容証明書(p9参照)	第5号受験者で博物館等の勤務経験がない場合は不要。						
(8)	試験科目免除のための証明書 (免除希望科目が無い場合は不要)	大学発行の証明書や、学芸員単位修得証明書(p38)等公的なものか。						
		必須科目：博物館法施行規則第1条に規定された科目との対応関係が把握可能なものか。						
(9)	返信用封筒(2枚) (全科目免除者は1枚)	2枚とも、角型2号の封筒を使用し、180円切手を貼付、送付先を記入したか。						

別記第 1 号様式の 1（用紙の大きさは日本産業規格 A 4）

（ 試験認定受験願書 ）

受 験 願 書

年 月 日

収 入 印 紙

文部科学大臣殿

ふりがな

氏 名

年 月 日生（和暦）

住 所 〒

下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願ひ出ます。

受験資格 博物館法施行規則第 5 条、第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号 に該当

受 験 科 目

生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報・メディア論
--------	-------	--------	--------	----------	--------	--------	-------------

試験の免除を受けたい受験科目名

生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報・メディア論
--------	-------	--------	--------	----------	--------	--------	-------------

（注）1 「受験資格」の該当番号を○で囲むこと。

2 「受験科目」・「免除を受けたい受験科目」欄の該当欄を○で囲むこと。

3 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別記第2号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

履 歴 書				
(ふりがな) 氏 名 _____		性 別		
		生年月日 年 月 日		
		技能、免許状その他の資格	取得年月日	
住 所 (〒) (電話番号) (メールアドレス)				
学 歴				
学 校 名	修 業 期 間		卒業（修了）（中退）	
職 歴				受験上配慮を要すること
年 月 日	所属官庁（会社）名	職 名	備 考	

（注）1 電話番号は、日中に連絡が取ることが可能な番号を記載（勤務先、携帯電話等）

別記第3号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

試 験 認 定 合 格 申 請 書 年 月 日 文 部 科 学 大 臣 殿 博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行ったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格者として認定していただきますようお願いします。 氏 名 生年月日 住 所 電話番号
--

※以下所属長記載欄

1 在職期間等について			
在 職 期 間	職 名	1 週 間 当 た り の 勤務日数・時間数	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月			
2 勤務先の施設について			
施設の区分	ア 登録博物館（博物館法第11条） （ 年 月 登録） イ 博物館指定施設（博物館法第31条第1項） （ 年 月 指定） ウ ア・イに準ずる施設 （ 年 月 設置）		
常勤職員の 勤務形態	1 週間当たり 日 勤務 1 週間当たり 時間		
3 所属長所見			
申請者が上記のとおり博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務に従事したことを証明する。 年 月 日 （博物館名・役職・氏名）			

様式 4（用紙の大きさは日本産業規格 A 4）

施 設 概 要

名 称			
設 置 者 名			
設置年月日		年 月 日 設置	
施 設	項 目		備 考
	建物延面積（注 1）		m ²
	主 な 施 設	事務室	m ²
		陳列室（注 2）	延 m ²
		資料保管室（注 2）	延 m ²
		その他 （施設名）	m ²
職 員	館 長	有 ・ 無	
	学 芸 員	人	
	学芸員補（注 3）	人	
	その他の職員	人	
	計（注 4）	人	
年間開館日数		日	
年間利用者数 （ 年度）		人	

（注 1）動物園、植物園は土地面積を記入すること。

（注 2）動物園…動物収容展示施設（延面積） 植物園…植栽園（面積）
水族館…展示用水槽（個数、面積）・放養、飼育池（面積）

（注 3）相当職を含む。

（注 4）館長を含む。

受 験 資 格 認 定 申 請 書		
年 月 日		
文 部 科 学 大 臣 殿		
ふりがな 氏 名		
年 月 日 生		
住 所（〒 ）		
下記により、学芸員の受験資格の認定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。		
記		
受験資格	1 試験認定	2 審査認定

（注）受験資格の認定を希望する項を○印で囲んでください。

添付資料

- 1 履歴書（別記第 2 号様式により作成したもの）
- 2 学芸員補の職又はこれに相当する職の在職年数及び職務内容を証明する書類
- 3 博物館に関する経験年数及び職務内容を証明する書類
- 4 教育職員の職としてあつた在職年数及び職務内容を証明する書類
- 5 その他参考となる資料

様式 6（用紙の大きさは日本産業規格 A 4）

住 民 票 コ ー ド 確 認 票

ふりがな											
氏 名											
住 所	〒										
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日										
性 別	男 ・ 女										
住民票コード (11 桁の算用数字)											

(注 1) 本様式を提出する場合は、戸籍抄本又は住民票の写しの提出は不要です。

(注 2) 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）に参加していない市区町村にお住まいの場合は、本様式を使用することができません。戸籍抄本又は住民票の写しを必ず提出してください。

(注 3) 住民票コードの確認方法については、お住まいの市区町村に直接お問い合わせください。

(注 4) 本様式は、合格証書の再発行及び証明書の交付申請手続には使用できません。

受 験 番 号

様式 8 (用紙の大きさは日本産業規格 A 4)

(何も記入しないこと)

写 真 票

写真貼付欄

- ・ 写真の裏には必ず氏名を記入すること。
- ・ 写真の大きさは縦 4 c m × 横 3 c m 以上で、点線枠を超えないこと。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
住 所	〒

様式例（用紙の大きさは日本産業規格A4）

職 務 内 容 証 明 書

勤務施設名：

所 在 地：〒

役職・氏名：

上記の者は、下記のとおり勤務したことを証明する。
記

1 在職期間等について

在 職 期 間	職 名 (常勤・非常勤等の別)	1 週間当たりの勤務日数・時間数	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月 (年 か月)	()		
自 年 月 至 年 月 (年 か月)	()		
自 年 月 至 年 月 (年 か月)	()		
自 年 月 至 年 月 (年 か月)	()		

※令和8年7月1日までの記載とすること。

2 勤務先の施設について

勤務先施設の区分 ※該当項目に○印を付し、 必要事項を記入すること。	ア 登録博物館（博物館法第11条）（ 年 月 登録） イ 博物館指定施設（博物館法第31条第1項）（ 年 月 指定） ウ ア・イに準ずる施設（ 年 月 設置）
常勤職員の勤務形態 ※常勤職員の勤務日数・時間数を記入すること。	1 週間当たり _____ 日勤務 1 週間当たり _____ 時間

令和 年 月 日
(施設名・役職・氏名)

(注1) 「職名」欄には、発令されたとおりに職名を記入し、() 内に「常勤」・「非常勤」・「嘱託」等の別を記入すること。

(注2) 「1 週間当たりの勤務日数・時間数」欄には、年間を通じた1 週間当たりの平均出勤日数を上段に、平均勤務時間数を下段に記入すること。なお、病気などで長期にわたり勤務を欠いた場合は、記入にあたって注意すること。(例：平均出勤日数「5 日」、平均勤務時間数「3 8 時間 4 5 分」)

(注3) 「職務内容」欄には、従事した職務内容を具体的に記入すること。

(注4) 勤務した施設が複数ある場合は、それぞれの施設毎に職務内容証明書を作成すること。

(注5) 職務内容証明書の作成は、原則として所属長や教育委員会教育長等に依頼すること。

様式例（用紙の大きさは日本産業規格A4）

教 育 職 員 免 許 状 授 与 証 明 書（第5条第4号関係）

文 書 番 号
令和 年 月 日

（都道府県）教育委員会

免許状の番号	
免許状の種類	
教 科 等	
授 与 年 月 日	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
本 籍 地	
根 拠 規 定	

様式例（用紙の大きさは日本産業規格A4）

勤 務 証 明 書（第5条第4号関係）

氏 名 ○ ○ ○ ○
年 月 日 生

上記の者は、下記のとおり勤務したことを証明する。

記

所属学校名	
在 職 期 間 (在職年月)	年 月 ～ 年 月 (年 月)
職 名	
職 務 内 容	
勤 務 形 態	

令和 年 月 日

○ ○ 学 校 長
○ ○ ○ ○ ○

様式例（用紙の大きさは日本産業規格A4）

学 芸 員 単 位 修 得 証 明 書

年 月 学部 学科入学
年 月 学部 学科卒業

氏 名
年 月 日 生

上記の者の修得単位は下記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

〇〇大学長 〇〇 〇〇〇

記

	法令上の科目名	法令上の 単位数	本学における科目名	本学の 単位数	単位修得の有無 (修得年度)
	生涯学習概論	2			
	博 物 館 概 論	2			
	博物館経営論	2			
	博物館資料論	2			
	博物館資料保存論	2			
	博物館展示論	2			
	博物館情報・ メディア論	2			
	博物館教育論	2			
	博 物 館 実 習	3			

（注）平成24年度の規則改正前の科目を修得している場合、読み替えが可能な科目については、現在の法令上の科目に読み替えたものを作成してください。

学芸員資格認定合格証書（書き換え・再交付）申請書

収入印紙
700円

令和 年 月 日

文化庁次長 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

住 所 〒

電話番号

博物館法施行規則第14条第3項に基づき、下記のとおり学芸員資格認定の合格証書の（書き換え・再交付）を申請します。

記

合格年度	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年度
種 別	試験認定 ・ 審査認定 ・ 無試験認定 ・ 筆記試験
事 由 (いずれかに○)	・ 氏名の変更（書き換え） ・ 合格証書の破損（再交付） ・ 合格証書の紛失（再交付） ・ その他 ()

学芸員資格認定合格証明書交付申請書

収入印紙
700円

令和 年 月 日

文化庁次長 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

住 所 〒

電話番号

(昭和 ・ 平成 ・ 令和) 年度学芸員資格認定 (試験認定 ・ 審査認定 ・ 無試験認定 ・ 筆記試験) において、合格していますので、下記の理由により合格証明書の交付を申請します。

理 由 :

合格証書番号 : (昭 ・ 平 ・ 令) 証第 号

学芸員資格認定（試験認定）科目合格証明書交付申請書



令和 年 月 日

文化庁次長 殿

ふりがな
氏 名

生年月日

住 所 〒

電話番号

学芸員資格認定（試験認定）において、下記科目に合格していますので、科目合格証明書の交付を申請します。

記

合 格 年 度	合 格 科 目 名

封 筒 記 入 例

切 手		1 6 0 - 0 0 1 7	
簡 易 書 留	又 は	書 留	株 式 会 社 日 本 旅 行 公 務 法 人 営 業 部 内 学 芸 員 資 格 認 定 運 営 事 務 局 行
出 願 書 類 在 中		東 京 都 新 宿 区 左 門 町 1 6 - 1 四 谷 T N ビ ル 4 F	
学 芸 員 資 格 認 定 (試 験 認 定)			

朱書きしてください。

- ①角形2号（A4が入るサイズ）の封筒を使用し、提出書類を折らないようにしてください。
- ②書留又は簡易書留で郵送してください。
- ③封筒の裏には、住所、氏名（ふりがな付き）を記入してください。